



地域ケア会議を開催しました

地域包括支援センターでは、地域で生活する高齢者がその人らしい生活を送ることが出来るよう地域ケア会議を開催しています。

地域ケア会議では、ケアマネジャー等が担当している高齢者について、どのような支援を行えばよいか、様々な専門職の視点から検討を行います。今回は薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、第2層生活支援コーディネーターに参加を頂き、会議を開催しました。



新型コロナウイルスの流行後初の会議開催となり、会場の換気や消毒、参加者の検温、手指消毒、マスク・ビニール手袋の着用、参加者同士の距離を保つなど感染症対策を行いました。



成年後見制度をご存じですか？

成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないよう、主に法律面で支援をする制度です。

例えば、「認知症になった親を悪徳商法から守りたい」、「一人暮らしをしているが、認知症になり自分で財産を管理できなくなった時、代わりに管理してくれる人を頼みたい」など、判断能力が不十分となった方の代わりに、成年後見人が財産の管理や契約の代行などの支援を行います。

成年後見制度には以下の二つの種類があります。

法定後見制度

認知症や障害などにより判断能力が不十分となった方や、その親族が家庭裁判所に申立手続を行い、家庭裁判所が最も適任だと判断した成年後見人やそれを監督する監督人を選任します。

後見人には申立書類に記入をした候補者（親族等）や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）などが成年後見人として選任されます。

法定後見制度には本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助の三段階があり、それぞれ後見人が行える業務の範囲が変わってきます。

任意後見制度

判断能力が十分なうちに、万が一の場合に備えて後見人を決めておき、公証人が作成する公正証書にて、後見人と直接契約を結ぶ制度です。

契約者の判断能力が不十分となったときに、本人や配偶者、親族、後見人が後見人を監督する後見監督人の申立を家庭裁判所で行います。

成年後見制度についての相談は地域包括支援センターや、熊谷市成年後見センターで行っています。

熊谷市社会福祉協議会 熊谷市成年後見センター
(市立コミュニティセンター内)

受付時間：一般相談 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

専門相談 第2・第4木曜日

午後1時～午後4時

TEL 048-521-2735



発行 大里広域地域包括支援センター玉の緒

〒360-0002 熊谷市大塚179-2

TEL 048-525-5621 (直通)

048-527-3555 (時間外)

Eメール tamanoo-sien@silk.ocn.ne.jp

※時間外や休日でもお電話でのご相談は可能です。

(相談の費用は無料です。秘密は厳守します。)

担当地域 (熊谷北東部)

箱田、肥塚、上之の一部、池上、上川上、下川上、
中央、上中条、中西の一部、今井、大塚、小曾根